

りそな・アクティブジャパン

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（目論見書）訂正事項分

2006.03

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年9月29日に関東財務局長に提出しており、平成17年9月30日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年3月29日に関東財務局長に提出しております。
2. 「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・アクティブジャパン

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（交付目論見書）訂正事項分

- 当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年9月29日に関東財務局長に提出しており、平成17年9月30日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年3月29日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

I. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成18年3月29日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・アクティブジャパン」の投資信託説明書（交付目論見書）2005年9月（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

5 運用状況（原交付目論見書20～22ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

(1) 投資状況

(平成18年1月31日現在)

資産の種類	国名	時価評価額 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	6,918,220,000	93.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	447,065,332	6.07
合計（純資産総額）	—	7,365,285,332	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成18年1月31日現在)

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	300	505,000.00	151,500,000	960,000.00	288,000,000	3.91
2	日本	株式	三菱商事	卸売業	100,000	1,501.00	150,100,000	2,740.00	274,000,000	3.72
3	日本	株式	日本発條	金属製品	170,000	1,011.64	171,980,438	1,475.00	250,750,000	3.40
4	日本	株式	日東電工	化学	25,000	6,762.51	169,062,854	9,930.00	248,250,000	3.37
5	日本	株式	愛知製鋼	鉄鋼	200,000	788.30	157,660,923	1,229.00	245,800,000	3.34
6	日本	株式	日本電産サンキョー	電気機器	100,000	1,028.00	102,800,000	2,345.00	234,500,000	3.18
7	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	45,000	3,715.30	167,188,909	4,960.00	223,200,000	3.03
8	日本	株式	トクヤマ	化学	100,000	782.00	78,200,000	2,225.00	222,500,000	3.02
9	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	190,000	854.41	162,339,285	1,160.00	220,400,000	2.99
10	日本	株式	三菱マテリアル	非鉄金属	350,000	311.00	108,850,000	607.00	212,450,000	2.88
11	日本	株式	日本信号	電気機器	200,000	686.16	137,232,000	1,055.00	211,000,000	2.86
12	日本	株式	クラレ	繊維製品	150,000	1,057.98	158,697,059	1,383.00	207,450,000	2.82
13	日本	株式	不二越	機械	270,000	588.56	158,911,881	741.00	200,070,000	2.72
14	日本	株式	村田製作所	電気機器	23,000	6,810.71	156,646,330	8,500.00	195,500,000	2.65
15	日本	株式	大和証券グループ本社	証券・商品先物取引業	140,000	1,170.93	163,930,790	1,377.00	192,780,000	2.62
16	日本	株式	ソルハホールディングス	小売業	40,000	4,585.49	183,419,719	4,680.00	187,200,000	2.54
17	日本	株式	積水ハウス	建設業	100,000	1,484.46	148,446,434	1,828.00	182,800,000	2.48
18	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	12,000	8,420.89	101,050,680	15,120.00	181,440,000	2.46
19	日本	株式	日本油脂	化学	230,000	403.00	92,690,000	780.00	179,400,000	2.44
20	日本	株式	井関農機	機械	350,000	479.71	167,901,027	511.00	178,850,000	2.43
21	日本	株式	メディセオ・パルタックホールディングス	卸売業	90,000	1,470.48	132,343,200	1,970.00	177,300,000	2.41
22	日本	株式	SMK	電気機器	180,000	957.39	172,331,989	967.00	174,060,000	2.36
23	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	280,000	583.91	163,497,103	613.00	171,640,000	2.33
24	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	100	1,606,726.61	160,672,661	1,690,000.00	169,000,000	2.29
25	日本	株式	オリックス	その他金融業	5,500	29,967.12	164,819,182	30,350.00	166,925,000	2.27
26	日本	株式	ユニ・チャーム ペットケア	食料品	35,000	3,205.00	112,175,000	4,720.00	165,200,000	2.24

27	日本	株式	久光製薬	医薬品	55,000	2,946.31	162,047,321	2,975.00	163,625,000	2.22
28	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	300	546,859.95	164,057,985	544,000.00	163,200,000	2.22
29	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	200	770,777.06	154,155,412	815,000.00	163,000,000	2.21
30	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	55,000	2,839.46	156,170,581	2,950.00	162,250,000	2.20

* 上位30銘柄

* 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

(平成 18 年 1 月 31 日現在)

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	化学	13.00
		電気機器	11.07
		銀行業	8.31
		小売業	8.04
		卸売業	6.13
		非鉄金属	5.88
		機械	5.14
		医薬品	4.39
		情報・通信業	4.15
		金属製品	3.96
		鉄鋼	3.34
		繊維製品	2.82
		証券、商品先物取引業	2.62
		建設業	2.48
		輸送用機器	2.33
		その他金融業	2.27
		食料品	2.24
		陸運業	2.21
		電気・ガス業	2.20
		精密機器	1.37
合計			93.93

* 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成 18 年 1 月 31 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額（1 万口当たりの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期末(平成12年6月29日)	3,625	3,625	9,590	9,590
第2期末(平成13年6月29日)	4,671	4,671	8,172	8,172
第3期末(平成14年7月 1日)	4,010	4,010	6,368	6,368
第4期末(平成15年6月30日)	3,806	3,806	6,206	6,206
第5期末(平成16年6月29日)	6,889	7,049	12,906	13,206
第6期末(平成17年6月29日)	8,286	8,286	11,608	11,608
第7中間期末(平成17年12月29日)	6,701	6,701	16,566	16,566
平成17年1月末日	8,592	—	11,427	—
2月末日	8,573	—	11,739	—
3月末日	8,377	—	11,792	—
4月末日	8,331	—	11,542	—
5月末日	8,024	—	11,145	—
6月末日	8,288	—	11,613	—
7月末日	8,072	—	12,108	—
8月末日	7,751	—	12,310	—
9月末日	6,941	—	13,118	—
10月末日	6,725	—	13,299	—
11月末日	6,521	—	14,706	—
12月末日	6,656	—	16,491	—
平成18年1月末日	7,365	—	17,730	—

* 1 万口当たりの純資産額

② 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期計算期間（H11. 6. 30～H12. 6. 29）	0
第2期計算期間（H12. 6. 30～H13. 6. 29）	0
第3期計算期間（H13. 6. 30～H14. 7. 1）	0
第4期計算期間（H14. 7. 2～H15. 6. 30）	0
第5期計算期間（H15. 7. 1～H16. 6. 29）	300
第6期計算期間（H16. 6. 30～H17. 6. 29）	0
第7期中間計算期間（H17. 6. 30～H17. 12. 29）	0

③ 収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第1期計算期間 (H11. 6. 30～H12. 6. 29)	▲4. 1
第2期計算期間 (H12. 6. 30～H13. 6. 29)	▲14. 8
第3期計算期間 (H13. 6. 30～H14. 7. 1)	▲22. 1
第4期計算期間 (H14. 7. 2～H15. 6. 30)	▲2. 5
第5期計算期間 (H15. 7. 1～H16. 6. 29)	112. 8
第6期計算期間 (H16. 6. 30～H17. 6. 29)	▲10. 1
第7期中間計算期間 (H17. 6. 30～H17. 12. 29)	42. 7

(注) 収益率の算出方法：計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して 100 を乗じた数値です。

第2 財務ハイライト情報（原交付目論見書28～31ページ）

原交付目論見書の「第2 財務ハイライト情報」の後に以下の内容が新たに追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）ならびに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する中間財務諸表（「中間貸借対照表」および「中間損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「**第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況**」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、前中間計算期間（平成 16 年 6 月 30 日から平成 16 年 12 月 29 日まで）及び当中間計算期間（平成 17 年 6 月 30 日から平成 17 年 12 月 29 日まで）の中間財務諸表については、新日本監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

りそな・アクティブジャパン

(1) 中間貸借対照表

	前中間計算期間末 (平成 16 年 12 月 29 日現在)	当中間計算期間末 (平成 17 年 12 月 29 日現在)
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
I 流動資産		
コール・ローン	558,969,112	407,658,282
株式	7,909,605,000	6,388,055,000
未収入金	373,965,468	—
未収配当金	4,421,250	1,518,750
未収利息	15	11
流動資産合計	8,846,960,845	6,797,232,043
資産合計	8,846,960,845	6,797,232,043
負債の部		
I 流動負債		
未払金	298,607,788	—
未払解約金	33,239,516	38,059,645
未払受託者報酬	4,153,204	3,795,899
未払委託者報酬	58,144,781	53,142,561
その他未払費用	290,662	265,645
流動負債合計	394,435,951	95,263,750
負債合計	394,435,951	95,263,750
純資産の部		
I 元本		
元本	7,566,024,777	4,045,734,737
II 剰余金		
中間期末剰余金	886,500,117	2,656,233,556
(分配準備積立金)	(1,017,206,814)	(387,381,285)
純資産合計	8,452,524,894	6,701,968,293
負債・純資産合計	8,846,960,845	6,797,232,043

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	前中間計算期間 自 平成16年 6月30日 至 平成16年12月29日	当中間計算期間 自 平成17年 6月30日 至 平成17年12月29日
科目	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
Ⅰ 営業収益		
受取配当金	24,663,310	20,173,200
受取利息	3,360	2,320
有価証券売買等損益	△982,600,239	2,517,593,159
営業収益合計	△957,933,569	2,537,768,679
Ⅱ 営業費用		
受託者報酬	4,153,204	3,795,899
委託者報酬	58,144,781	53,142,561
その他費用	290,662	265,645
営業費用合計	62,588,647	57,204,105
営業利益又は営業損失 (△)	△1,020,522,216	2,480,564,574
経常利益又は経常損失 (△)	△1,020,522,216	2,480,564,574
中間純利益又は中間純損失 (△)	△1,020,522,216	2,480,564,574
Ⅲ 一部解約に伴う中間純利益分配額	—	671,938,326
一部解約に伴う中間純損失分配額	53,787,014	—
Ⅳ 期首剰余金	1,551,073,407	1,147,899,874
Ⅴ 剰余金増加額	549,063,317	434,970,226
(当中間期追加信託に伴う剰余金増加額)	(549,063,317)	(434,970,226)
Ⅵ 剰余金減少額	246,901,405	735,262,792
(当中間期一部解約に伴う剰余金減少額)	(246,901,405)	(735,262,792)
Ⅶ 分配金	—	—
Ⅷ 中間期末剰余金	886,500,117	2,656,233,556

重要な会計方針

項目	前中間計算期間 自 平成16年 6月30日 至 平成16年12月29日	当中間計算期間 自 平成17年 6月30日 至 平成17年12月29日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 同 左
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同 左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同 左

原交付目論見書の「第一部 証券情報 (12) その他 ③その他（原交付目論見書3ページ）」、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料（原交付目論見書17ページ）」および「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 6 手続等の概要 (1) 申込（販売）手続等（原交付目論見書23ページ）」内のお問い合わせ先の図が、以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

りそな・アクティブジャパン

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（請求目論見書）訂正事項分

- 当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年9月29日に関東財務局長に提出しており、平成17年9月30日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年3月29日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

I. 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

平成18年3月29日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・アクティブジャパン」の投資信託説明書 2005年9月（以下「原請求目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第4 ファンドの経理状況（原請求目論見書10～19ページ）

原請求目論見書の「1 財務諸表」の後に以下の全文が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間計算期間（平成16年6月30日から平成16年12月29日まで）及び当中間計算期間（平成17年6月30日から平成17年12月29日まで）の中間財務諸表については、新日本監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年 2 月 25 日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

水守 理香 

業務執行社員 公認会計士

上林 敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・アクティブジャパンの平成16年6月30日から平成16年12月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・アクティブジャパンの平成16年12月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成16年6月30日から平成16年12月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月3日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

水守理智 

代表社員 公認会計士
業務執行社員

英 二 一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・アクティブジャパンの平成17年6月30日から平成17年12月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・アクティブジャパンの平成17年12月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成17年6月30日から平成17年12月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

りそな・アクティブジャパン

(1) 中間貸借対照表

	前中間計算期間末 (平成 16 年 12 月 29 日現在)	当中間計算期間末 (平成 17 年 12 月 29 日現在)
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
I 流動資産		
コール・ローン	558,969,112	407,658,282
株式	7,909,605,000	6,388,055,000
未収入金	373,965,468	—
未収配当金	4,421,250	1,518,750
未収利息	15	11
流動資産合計	8,846,960,845	6,797,232,043
資産合計	8,846,960,845	6,797,232,043
負債の部		
I 流動負債		
未払金	298,607,788	—
未払解約金	33,239,516	38,059,645
未払受託者報酬	4,153,204	3,795,899
未払委託者報酬	58,144,781	53,142,561
その他未払費用	290,662	265,645
流動負債合計	394,435,951	95,263,750
負債合計	394,435,951	95,263,750
純資産の部		
I 元本		
元本	7,566,024,777	4,045,734,737
II 剰余金		
中間期末剰余金	886,500,117	2,656,233,556
(分配準備積立金)	(1,017,206,814)	(387,381,285)
純資産合計	8,452,524,894	6,701,968,293
負債・純資産合計	8,846,960,845	6,797,232,043

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	前中間計算期間 自 平成16年 6月30日 至 平成16年12月29日	当中間計算期間 自 平成17年 6月30日 至 平成17年12月29日
科目	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
I 営業収益		
受取配当金	24,663,310	20,173,200
受取利息	3,360	2,320
有価証券売買等損益	△982,600,239	2,517,593,159
営業収益合計	△957,933,569	2,537,768,679
II 営業費用		
受託者報酬	4,153,204	3,795,899
委託者報酬	58,144,781	53,142,561
その他費用	290,662	265,645
営業費用合計	62,588,647	57,204,105
営業利益又は営業損失(△)	△1,020,522,216	2,480,564,574
経常利益又は経常損失(△)	△1,020,522,216	2,480,564,574
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,020,522,216	2,480,564,574
III 一部解約に伴う中間純利益分配額	—	671,938,326
一部解約に伴う中間純損失分配額	53,787,014	—
IV 期首剰余金	1,551,073,407	1,147,899,874
V 剰余金増加額	549,063,317	434,970,226
(当中間期追加信託に伴う剰余金増加額)	(549,063,317)	(434,970,226)
VI 剰余金減少額	246,901,405	735,262,792
(当中間期一部解約に伴う剰余金減少額)	(246,901,405)	(735,262,792)
VII 分配金	—	—
VIII 中間期末剰余金	886,500,117	2,656,233,556

重要な会計方針

項目	前中間計算期間 自 平成16年 6月30日 至 平成16年12月29日	当中間計算期間 自 平成17年 6月30日 至 平成17年12月29日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 同 左
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同 左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同 左

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間計算期間末 (平成16年12月29日現在)	当中間計算期間末 (平成17年12月29日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額
期首元本額 5,338,384,221円	期首元本額 7,138,176,543円
期中追加設定元本額 3,129,512,996円	期中追加設定元本額 1,228,747,174円
期中一部解約元本額 901,872,440円	期中一部解約元本額 4,321,188,980円

(中間損益及び剰余金計算書関係)

前中間計算期間 自 平成16年 6月30日 至 平成16年12月29日	当中間計算期間 自 平成17年 6月30日 至 平成17年12月29日
1. 受託会社との取引高 営業取引（受託者報酬） 4,153,204 円	1. 受託会社との取引高 営業取引（受託者報酬） 3,795,899 円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間計算期間（自 平成16年6月30日 至 平成16年12月29日）

該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成17年6月30日 至 平成17年12月29日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前中間計算期間（自 平成16年6月30日 至 平成16年12月29日）

該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成17年6月30日 至 平成17年12月29日）

該当事項はありません。

（一口当たり情報）

	前中間計算期間末 (平成 16 年 12 月 29 日現在)	当中間計算期間末 (平成 17 年 12 月 29 日現在)
中間期末一口当たり純資産額	1. 1172 円	1. 6566 円

（重要な後発事象）

前中間計算期間（自 平成16年6月30日 至 平成16年12月29日）

該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成17年6月30日 至 平成17年12月29日）

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

純資産額計算書

（平成18年1月末日）

I 資産総額	7, 641, 254, 240 円
II 負債総額	275, 968, 908 円
III 純資産総額（I－II）	7, 365, 285, 332 円
IV 発行済数量	4, 154, 100, 662 口
V 1 万口当たり純資産額（III／IV）	17, 730 円

第5 設定及び解約の実績（原請求目論見書 19 ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間 （平成11年6月30日～平成12年6月29日）	13,823,032,433	10,042,245,860
第2期計算期間 （平成12年6月30日～平成13年6月29日）	2,616,957,657	681,679,510
第3期計算期間 （平成13年6月30日～平成14年7月1日）	1,822,674,532	1,240,238,980
第4期計算期間 （平成14年7月2日～平成15年6月30日）	763,297,703	927,557,580
第5期計算期間 （平成15年7月1日～平成16年6月29日）	5,624,482,086	6,420,338,260
第6期計算期間 （平成16年6月30日～平成17年6月29日）	3,843,169,844	2,043,377,522
第7期中間計算期間 （平成17年6月30日～平成17年12月29日）	1,228,747,174	4,321,188,980

（注1）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間における設定数量は、当初募集期間中の販売数量を含みます。

原請求目論見書の「第2 手続等 1 申込（販売）手続等（原請求目論見書 1 ページ）」内のお問い合わせ先の図が、以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>